

＜弁護士さんにお渡しください＞

労働審判事件の相手方代理人となられた皆様へ

労働審判事件の進行について

東京地方裁判所民事第11部，第19部，第33部，第36部

労働審判事件の迅速・適正な進行のため，次の諸点についてご協力をお願いします。

- 1 受任されたらすみやかに委任状を提出するなどして，裁判所（労働審判委員会）と連絡を取れるようにしてください。
- 2 提出期限までに答弁書等を提出してください。
労働審判手続は，原則として，3回以内の期日で審理を終結する（労働審判法15条2項）こととされており，第1回期日においては，争点及び証拠の整理をし，書証の取調べ，当事者・担当者などの審尋等を行う（労働審判規則21条1項）ことが予定されています。
相手方代理人におかれては，第1回期日から充実した審理が行えるように，呼出状記載の「答弁書提出期限」までに，答弁書で申立書記載の主張に対し十分な反論を行うとともに，それに関する証拠を提出してください。
- 3 答弁書の記載事項，送付先等
 - (1) 答弁書には，労働審判規則16条1項の事項をみれなく記載するとともに，同条2項の証拠書類の写しを添付してください。また，できる限り，答弁を理由づける事実についての主張とそれ以外の事実についての主張とを区別して，簡潔に記載してください（労働審判規則18条）。
 - (2) 裁判所に提出する答弁書には，その写し3通も併せて提出してください。また，答弁書の写し及び証拠書類の写しは，申立人（弁護士が代理人に付いている場合には，その弁護士）あてに直送してください。
 - (3) 答弁書に添付した証拠書類の原本は，第1回期日に持参してください。
- 4 当事者は，第1回の期日において主張及び証拠書類の提出を行い，遅くとも第2回の期日が終了するまでには，これを終えなければなりません（労働審判規則27条）ので，第1回期日の前にあらかじめ主張及び証拠の提出に必要な準備を十分に行ってください。
また，労働審判手続においては，申立書及び答弁書によって，当事者双方の基本的な主張がされた後は，原則として，書面による主張が予定されておらず，期日における口頭でのやりとりによって，双方が主張立証を行う方法で審理されま

す（労働審判規則 17 条 1 項本文）。相手の主張や労働審判委員会からの質問等に，期日において具体的に答えられるように準備をお願いします。

さらに，第 1 回期日から当事者等の審尋も行いますので，次のような準備をお願いします。

- (1) 第 1 回期日までに，当事者から詳細な事情聴取を行うなど，当事者との十分な打ち合わせをしておいてください。
- (2) 期日には，本件について事情をよくご存じの方（担当者，上司等）を同行するようにしてください。

本件について事情をよくご存じの方を同行することができない場合は，期日において電話等により連絡できるようにしておいてください。

なお，第 1 回期日の時間は，2 時間 30 分程度を予定しています。

以 上